○総務省令第七十二号

地方税法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四号）の一部の施行及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第百三十七号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年七月二十二日

総務大臣　松本　剛明

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下同じ。）を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改　正　後	改　正　前
第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）	第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）
［様式　別紙一　挿入］	［様式　別紙一　挿入］
第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）	第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）
［様式　別紙四　挿入］	［様式　別紙三　挿入］
第６号様式記載要領	第６号様式記載要領
［１～６　略］	［１～６　同左］
7　「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄は、資本金の額又は出資金の額と会社法第431条又は第614条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第76条第２項第３号又は第３項第３号に規定する資本剰余金の金額（同法第２条第１号に規定する会社以外の法人にあつては、これらに準ずる金額）との合計額を記載すること。	［新設］
8～22　［略］	7～21　［同左］
23　「資本金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
24　「資本準備金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
25　「資本剰余金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
26～28　［略］	22～24　［同左］
第六号様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）	第六号様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）
［様式　別紙六　挿入］	［様式　別紙五　挿入］
第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）	第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）
［様式　別紙八　挿入］	［様式　別紙七　挿入］
第６号様式（その２）記載要領	第６号様式（その２）記載要領
［１～６　略］	［１～６　同左］
7　「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄は、資本金の額又は出資金の額と会社法第431条又は第614条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第76条第２項第３号又は第３項第３号に規定する資本剰余金の金額（同法第２条第１号に規定する会社以外の法人にあつては、これらに	［新設］

準ずる金額）との合計額を記載すること。	
８～22　［略］	７～21　［同左］
23　「資本金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
24　「資本準備金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
25　「資本剰余金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
26～28　［略］	22～24　［同左］
第六号様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）	第六号様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）
［様式　同紙十　挿入］	［様式　別紙九　挿入］
第６号様式（その３）記載要領	第６号様式（その３）記載要領
［１～６　略］	［１～６　同左］
7　「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄は、資本金の額又は出資金の額と会社法第431条又は第614条に規定する一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、会社計算規則の規定に基づき計算した同令第76条第２項第３号又は第３項第３号に規定する資本剰余金の金額（同法第２条第１号に規定する会社以外の法人にあつては、これらに準ずる金額）との合計額を記載すること。	［新設］
８～23　［略］	７～22　［同左］
24　「資本金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
25　「資本準備金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
26　「資本剰余金の額（外貨）」の欄は、外国法人が「期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額」の欄の金額について本邦通貨表示の金額に換算する前の外国通貨表示の金額を記載すること。	［新設］
27～29　［略］	23～25　［同左］
第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）	第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙十二　挿入］	［様式　別紙十一　挿入］
第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）	第六号様式別表五の二（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　略］	［様式　同上］
［第６号様式別表５の２記載要領　略］	［第６号様式別表５の２記載要領　同左］
第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）	第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）
［様式　別紙十四　挿入］	［様式　別紙十三　挿入］

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　略］

第６号様式別表５の２の３記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第18項若しくは第24項又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～10　略］

第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別表十六　参入］

第６号様式別表５の６の３記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法附則第９条第13項又は第14項（これらの規定を同条第15項及び第16項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和４年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度において同条第13項又は第14項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　略］

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額㉟」から「付加価値額からの控除額㊶」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

４　「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合（(2)は令和６年４月１日以後に開始する事業年度、(5)は令和７年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

［(1)～(4)　略］

(5)　租税特別措置法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等が法附則第９条第14項の規定の適用を受ける場合

５　「前事業年度㉑」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「国内雇用者に対する給与等の支給額㉒」から「㉓のうち雇用安定助成金額㉔」までの各欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第18項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の５第５項第３号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の５第１項第２号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第５項第６号イに規定する雇用安定助成金額を、各

第六号様式別表五の二の三（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

［様式　同上］

第６号様式別表５の２の３記載要領

１　この計算書は、法第72条の21第１項第１号から第３号まで若しくは第２項、法第72条の22、法附則第９条第１項、第４項から第７項まで、第17項若しくは第23項又は政令第20条の２の26の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２～10　同左］

第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別表十五　参入］

第６号様式別表５の６の３記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第１号イ若しくは第３号イに掲げる法人又は同項第４号に掲げる事業を行う法人が、法附則第９条第13項（同条第14項及び第15項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この記載要領において同じ。）の規定による控除を受ける場合（令和４年４月１日から令和９年３月31日までの間に開始する各事業年度において同条第13項の適用を受ける場合に限る。）に記載し、事務所又は事業所所在地の道府県知事に、第６号様式別表５の２に併せて提出すること。

［２　同左］

３　法第72条の２第１項第１号に掲げる事業、同項第３号に掲げる事業及び同項第４号に掲げる事業のうち２以上の事業を併せて行う法人にあっては、それぞれの事業に係る「報酬給与額㉞」から「付加価値額からの控除額㊵」までの各欄の金額等について、計算の別を明らかにして記載し、それぞれの事業ごとに提出すること。

４　「適用可否③」の欄は、次に掲げる場合（(2)は、令和６年４月１日以後に開始する事業年度に限る。）のいずれかに該当する場合に「可」と記載すること。

［(1)～(4)　同左］

［新設］

５　「前事業年度又は前連結事業年度⑳」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「国内雇用者に対する給与等の支給額㉑」から「㉒のうち雇用安定助成金額㉓」までの各欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第18項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）又は法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号）附則第45条の２第３項第２号イに規定する連結事業年度等（同号イの連結事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の５第５項第３号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給

欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

(2)　「適用年度の月数／㉑の前事業年度の月数」㉕の欄　欄中「㉑の前事業年度の月数」とあるのは、「前一年事業年度の月数の合計数」として計算すること。

(3)　「比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　欄中「㉒－㉓＋㉔」とあるのは、「（㉒＋（㉒の外書））－（㉓＋（㉓の外書））＋（㉔＋（㉔の外書））」として計算すること。

(4)　「調整比較雇用者給与等支給額㉗」の欄　欄中「㉒－㉓」とあるのは、「（㉒＋（㉒の外書））－（㉓＋（㉓の外書））」として計算すること。

6　租税特別措置法施行令第27条の12の５第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　「比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第５項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

(2)　「調整比較雇用者給与等支給額㉗」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第５項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

7　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、法附則第９条第13項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、当該各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　当該適用年度の月数と、「事業年度等㉘」の「前事業年度２」の月数とが同じ場合　「事業年度等㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」までの「前一年事業年度特定期間３」の各欄は、記載しないこと。

(2)　「事業年度等㉘」の「前事業年度２」の月数が当該適用年度の月数に満たない場合　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉙」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」までの「前事業年度２」の各欄は、記載しないこと。

(3)　「事業年度等㉘」の「前事業年度２」の月数が当該適用年度の月数を超える場合　「事業年度等㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」までの「前一年事業年度特定期間３」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉞」の「前事業年度２」の欄には「差引㉜」の「前事業年度２」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第７項第２号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。

与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の５第１項第２号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第５項第６号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

(2)　「適用年度の月数／⑳の前事業年度又は前連結事業年度の月数」㉔の欄　欄中「⑳の前事業年度又は前連結事業年度の月数」とあるのは、「前一年事業年度等の月数の合計数又は連結事業年度等の月数の合計数」として計算すること。

(3)　「比較雇用者給与等支給額㉕」の欄　欄中「㉑－㉒＋㉓」とあるのは、「（㉑＋（㉑の外書））－（㉒＋（㉒の外書））＋（㉓＋（㉓の外書））」として計算すること。

(4)　「調整比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　欄中「㉑－㉒」とあるのは、「（㉑＋（㉑の外書））－（㉒＋（㉒の外書））」として計算すること。

6　租税特別措置法施行令第27条の12の５第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　「比較雇用者給与等支給額㉕」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第５項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

(2)　「調整比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第５項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

7　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　当該適用年度の月数と、「事業年度等又は連結事業年度等㉗」の「前事業年度等２」の月数とが同じ場合　「事業年度等又は連結事業年度等㉗」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉝」までの「前一年事業年度特定期間等３」の各欄は、記載しないこと。

(2)　「事業年度等又は連結事業年度等㉗」の「前事業年度等２」の月数が当該適用年度の月数に満たない場合　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉘」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉝」までの「前事業年度等２」の各欄は、記載しないこと。

(3)　「事業年度等又は連結事業年度等㉗」の「前事業年度等２」の月数が当該適用年度の月数を超える場合　「事業年度等又は連結事業年度等㉗」から「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉝」までの「前一年事業年度特定期間等３」の各欄は記載せず、「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額㉝」の「前事業年度等２」の欄には「差引㉛」の「前事業年度等２」の欄の金額のうち租税特別措置法施行令第27条の12の５第７項第２号ロに規定する前事業年度特定期間に対応する金額を記載すること。

８　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉙」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

９　「⑫のうち所得等課税事業に係る額又は⑫×㊹／㊼　㊵」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑫」のうち法第72条の２第１項第１号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

10　「⑫のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑫×㊺／㊼　㊶」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑫」のうち法第72条の２第１項第３号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

11　「⑫のうち特定ガス供給業に係る額又は⑫×㊻／㊼　㊷」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑫」のうち法第72条の２第１項第４号に掲げる事業（以下この記載要領において「特定ガス供給業」という。）に係る額を記載すること。

12　次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㊹」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㊺」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㊻」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㊼」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の２第１項第２号に掲げる事業（以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）を合計した数を記載すること。

［(1)～(3)　略］

第十六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

８　「継続雇用者に対する給与等の支給額㉘」の欄は、損金の額に算入される租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する継続雇用者に対する給与等の支給額を記載すること。

９　「⑪のうち所得等課税事業に係る額又は⑪×㊸／㊻　㊴」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑪」のうち法第72条の２第１項第１号に掲げる事業（事業税を課されない事業を除く。以下この記載要領において「所得等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

10　「⑪のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑪×㊹／㊻　㊵」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑪」のうち法第72条の２第１項第３号に掲げる事業（以下この記載要領において「収入金額等課税事業」という。）に係る額を記載すること。

11　「⑪のうち特定ガス供給業に係る額又は⑪×㊺／㊻　㊶」の欄は、「調整雇用者給与等支給額⑪」のうち法第72条の２第１項第４号に掲げる事業（以下この記載要領において「特定ガス供給業」という。）に係る額を記載すること。

12　次に掲げる場合に該当するときは、「国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数㊸」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数㊹」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数㊺」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。以下この記載要領において同じ。）を記載し、「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数㊻」の欄には、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち所得等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち収入金額等課税事業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数、当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち特定ガス供給業に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数及び当該事業年度に属する各月の末日現在における法の施行地内に有する事務所又は事業所の従業者のうち事業税を課されない事業又は法第72条の２第１項第２号に掲げる事業（以下この記載要領において「事業税を課されない事業等」という。）に係る者の数を合計した数を当該事業年度の月数で除して得た数（その数に１人に満たない端数を生じたときは、これを１人とする。）を合計した数を記載すること。

［(1)～(3)　同左］

第十六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）

［様式　別紙十八　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　略］

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十　挿入］

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号の３様式記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号又は第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

［２～６　略］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ又はハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　「予定申告税額（①×６／前事業年度の月数）②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［９～12　略］

第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十一　挿入］

第六号の三様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　略］

第６号の３様式（その２）記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人（同項第１号又は第２

［様式　別紙十七　挿入］

［第６号様式別表６記載要領　同左］

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙十九　挿入］

第六号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号の３様式記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業を行う法人（同項第１号に掲げる事業と同項第２号に掲げる事業とを併せて行う法人を含み、同項第３号又は第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。

［２～６　同左］

７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第23条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。

８　「予定申告税額（①×６／前事業年度又は前連結事業年度の月数）②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。

［９～12　同左］

第六号の三様式（その２）（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　別紙二十一　挿入］

第六号の三様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

［様式　同上］

第６号の３様式（その２）記載要領

１　この申告書は、法第72条の２第１項第３号に掲げる事業を行う法人（同項第１号又は第２

号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。	号に掲げる事業と同項第３号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業を併せて行う法人を含み、同項第４号に掲げる事業を行う法人を除く。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。
［２～６　略］	［２～６　同左］
７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ又はハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。	７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第23条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
８　「予定申告税額$\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。	８　「予定申告税額$\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}\right)$②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
［９～12　略］	［９～12　同左］
第六号の三様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・横色）（第三条・第五条・第十条の二関係）	第六号の三様式（その３）（用紙日本産業規格Ａ４・横色）（第三条・第五条・第十条の二関係）
［様式　記載例　略］	［様式　記載例　略］
第６号の３様式（その３）記載要領	第６号の３様式（その３）記載要領
１　この申告書は、法第72条の２第１項第４号に掲げる事業を行う法人（同項第１号、第２号又は第３号に掲げる事業と同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業のうち２以上の事業と同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。）が前事業年度の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。	１　この申告書は、法第72条の２第１項第４号に掲げる事業を行う法人（同項第１号、第２号又は第３号に掲げる事業と同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人並びに同項第１号に掲げる事業、同項第２号に掲げる事業及び同項第３号に掲げる事業のうち２以上の事業と同項第４号に掲げる事業とを併せて行う法人を含む。）が前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額並びに前事業年度の事業税額及び特別法人事業税額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。
［２～６　略］	［２～６　同左］
７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ又はハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。	７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第23条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第23条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）に

8　「予定申告税額 $\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。	8　「予定申告税額 $\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}\right)$ ②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第53条第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
［９～12　略］	［９～12　同左］
第11十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）	第11十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）
［様式　記載例十六　略］	［様式　記載例十五　略］
第11十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）	第11十号の三様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）
［様式　略］	［様式　同上］
第20号の３様式記載要領	第20号の３様式記載要領
１　この申告書は、前事業年度の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。	１　この申告書は、前事業年度又は前連結事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第３条の規定（同法附則第１条第５号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法第15条の２第１項に規定する連結事業年度をいう。）の法人税割額を基礎として中間申告をする場合に使用すること。
［２～６　略］	［２～６　同左］
７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２ロ又はハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。	７　「前期末現在の資本金等の額」の欄は、法第292条第１項第４号の２ロ若しくはハ（政令第45条の４において準用する政令第６条の24第２号又は第３号に定める金額に限る。）又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第292条第１項第４号の５ロ、ハ若しくはホ（地方税法施行令の一部を改正する政令（令和２年政令第264号）による改正前の政令（以下この記載要領において「令和２年旧政令」という。）第45条の５において準用する令和２年旧政令第６条の25第２号又は第３号に定める金額に限る。）に定める額を記載すること。
8　「予定申告税額 $\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$ ②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第321条の８第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。	8　「予定申告税額 $\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}\right)$ ②」の欄は、当該事業年度開始の日から法第321条の８第１項又は第２項に規定する６月経過日の前日までの期間の月数（暦に従い計算し、１月に満たない端数を生じたときは、１月とする。）が６以外である場合には、分子の「６」を当該月数に読み替えて計算した金額を記載すること。
［９・10　略］	［９・10　同左］

備考　表中及び表中に挿入される別紙の［　］の記載並びに対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（法人の道府県民税、市町村民税及び都民税に関する経過措置）

第二条　この省令による改正後の地方税法施行規則（次条において「新規則」という。）の規定中法人の道府県民税、市町村民税及び都民税に関する部分は、この省令の施行の日（以下この条及び次条において「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道府県民税、市町村民税及び都民税については、なお従前の例による。

（法人の事業税及び特別法人事業税に関する経過措置）

第三条　新規則の規定中法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税については、なお従前の例による。

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）〔　　〕

※処理事項	発信年月日 / 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	この申告の基礎	申告年月日
	法人税の令和　年　月　日の 申告・修正・更正・決定・再更正 による。	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　　　）	事業種目	
		期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	兆　十億　百万　千　円 （　　　）
（ふりがな）法人名		同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等
		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	兆　十億　百万　千　円
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の 道府県民税・事業税・特別法人事業税 の　申告書※

（事業税）

摘要			課税標準	税率（/100）	税額
所得割	所得金額総額（㊳−㊴）又は別表5㉟	㉘	兆　十億　百万　千　円		
	年400万円以下の金額	㉙	000		兆　十億　百万　千　円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚	000		00
	年800万円を超える金額	㉛	000		00
	計　㉙＋㉚＋㉛	㉜	000		00
	軽減税率不適用法人の金額	㉝	000		00
付加価値割	付加価値額総額	㉞			
	付加価値額	㉟	000		兆　十億　百万　千　円 00
資本割	資本金等の額総額	㊱			
	資本金等の額	㊲	000		兆　十億　百万　千　円 00
収入割	収入金額総額	㊳			
	収入金額	㊴	000		兆　十億　百万　千　円 00

合計事業税額　㉜＋㉟＋㊲＋㊴又は㉝＋㉟＋㊲＋㊴				㊵	00
事業税の特定寄附金税額控除額	㊶		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊷	
差引事業税額　㊵−㊶−㊷	㊸	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	㊹	00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	㊺		この申告により納付すべき事業税額㊸−㊹−㊺	㊻	00
㊻の内訳　所得割	㊼	00	付加価値割	㊽	00
㊻の内訳　資本割	㊾	00	収入割	㊿	00
㊻のうち見込納付額	51		差引　㊻−51	52	00

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率（/100）	税額
所得割に係る特別法人事業税額	53	兆　十億　百万　千　円 00		兆　十億　百万　千　円 00
収入割に係る特別法人事業税額	54	00		00

合計特別法人事業税額（53＋54）				55	00
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	56	兆　十億　百万　千　円	差引特別法人事業税額55−56	57	00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	58	00	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	59	
この申告により納付すべき特別法人事業税額　57−58−59	60	00	60のうち見込納付額	61	
差引　60−61	62				

所得金額の計算の内訳			
	所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）	63	
加算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	64	
加算	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	65	
減算	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	66	
減算	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	67	
	仮計　63＋64＋65−66−67	68	
	繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	69	

法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)）	70	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	71	
還付請求　中間納付額	72	

（道府県民税）

摘要		税額
（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆　十億　百万　千　円 （　　）
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
課税標準となる法人税額　①＋②−③＋④	⑤	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥	000
法人税割額　（⑤又は⑥×/100）	⑦	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧	
税額控除超過額相当額の加算額	⑨	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
外国の法人税等の額の控除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	
差引法人税割額　⑦−⑧＋⑨−⑩−⑪−⑫	⑬	00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額　⑬−⑭−⑮	⑯	00
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
均等割額　円×⑰/12	⑱	兆　十億　百万　千　円 00
均等割額　既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
均等割額　この申告により納付すべき均等割額　⑱−⑲	⑳	00
この申告により納付すべき道府県民税額　⑯＋⑳	㉑	00
㉑のうち見込納付額	㉒	
差引　㉑−㉒	㉓	
東京都に申告する場合の⑦の計算　特別区分の課税標準額	㉔	000
同上に対する税額　㉔×/100	㉕	
市町村分の課税標準額	㉖	000
同上に対する税額　㉖×/100	㉗	

法人税の期末現在の資本金等の額	兆　十億　百万　千　円			
法人税の当期の確定税額				
決算確定の日	・　・			
解散の日	・　・			
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・　・			
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	有・無	法人税	有・無
法人税の申告書の種類	青色・その他			
この申告が中間申告の場合の計算期間	・　・ ・　・			
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店 口座番号(普通・当座)			

関与税理士署名

（電話　　）

第六号様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

（道府県民税）（事業税）（特別法人事業税）

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

受付印

令和　年　月　日　殿

法人番号

この申告の基礎：法人税の令和　年　月　日の修正・更正・決定・再更正による。

申告年月日：　年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）（電話　）	(ふりがな) 代表者氏名	(ふりがな) 経理責任者氏名	
	期末現在の資本金の額（解散日現在の額）　兆　十億　百万　千　円	事業種目	
	期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）　兆　十億　百万　千　円	資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中・小法人等
(ふりがな) 法人名		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額　兆　十億　百万　千　円	
	法人区分　イに掲げる法人	期末現在の資本金等の額　兆　十億　百万　千　円	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の申告書※

（事業税）

摘要			課税標準	税率(100)	税額
所得割	所得金額総額（㊽－㊾）又は別表5㉟	㉘	兆 十億 百万 千 円		
	年400万円以下の金額	㉙	000		00
	年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚	000		00
	年800万円を超える金額	㉛	000		00
	計　㉙＋㉚＋㉛	㉜	000		00
	軽減税率不適用法人の金額	㉝	000		00
付加価値割	付加価値額総額	㉞			
	付加価値額	㉟	000		00
資本割	資本金等の額総額	㊱			
	資本金等の額	㊲	000		00
収入割	収入金額総額	㊳			
	収入金額	㊴	000		00
合計事業税額　㉜＋㉟＋㊲＋㊴又は㉝＋㉟＋㊲＋㊴		㊵			00
事業税の特定寄附金税額控除額		㊶		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊷
差引事業税額　㊵－㊶－㊷		㊸	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	㊹ 00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		㊺		この申告により納付すべき事業税額㊸－㊹－㊺	㊻ 00
㊻の内訳	所得割	㊼	00	付加価値割	㊽ 00
	資本割	㊾	00	収入割	㊿ 00
㊻のうち見込納付額		(51)		差引　㊻－(51)	(52)

（特別法人事業税）

摘要	課税標準	税率[100]	税額
所得割に係る特別法人事業税額	(53) 兆 十億 百万 千 円 00		兆 十億 百万 千 円 00
収入割に係る特別法人事業税額	(54) 00		00
合計特別法人事業税額（(53)＋(54)）	(55)		00
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(56) 兆 十億 百万 千 円	差引特別法人事業税額(55)－(56)	(57) 00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(58) 00	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(59)
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (57)－(58)－(59)	(60) 00	(60)のうち見込納付額	(61)
差引　(60)－(61)	(62)		

所得金額の計算の内訳

所得金額（法人税の明細書（別表4）の(34)）		(63)	
加算	損金の額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	(64)	
加算	損金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	(65)	
減算	益金の額に算入した海外投資等損失準備金勘定からの戻入額	(66)	
減算	外国の事業に帰属する所得以外の所得に対して課された外国法人税額	(67)	
仮計　(63)＋(64)＋(65)－(66)－(67)		(68)	
繰越欠損金額等若しくは災害損失欠損金額又は債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額		(69)	
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)）		(70)	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		(71)	
還付請求	中間納付額	(72)	

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆 十億 百万 千 円	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額　①＋②－③＋④	⑤		000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥		000
法人税割額（⑤又は⑥×100）	⑦		
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧		
税額控除超過額相当額の加算額	⑨		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩		
外国の法人税等の額の控除額	⑪		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫		
差引法人税割額　⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫	⑬		00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮		
この申告により納付すべき法人税割額　⑬－⑭－⑮	⑯		00
均等割額：算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月	
均等割額：円×⑰/12	⑱	兆 十億 百万 千 円	00
均等割額：既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲		00
均等割額：この申告により納付すべき均等割額　⑱－⑲	⑳		00
この申告により納付すべき道府県民税額　⑯＋⑳	㉑		00
㉑のうち見込納付額	㉒		
差引　㉑－㉒	㉓		
東京都に本店の場合の⑦の計算：特別区分の課税標準額	㉔		000
同上に対する税額　㉔×100	㉕		
市町村分の課税標準額	㉖		000
同上に対する税額　㉖×100	㉗		

法人税の期末現在の資本金等の額	兆 十億 百万 千 円
法人税の当期の確定税額	
決算確定の日	・ ・
解散の日	・ ・
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・ ・
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無　法人税 有・無
法人税の申告書の種類	青色・その他
この申告が中間申告の場合の計算期間	・ ・ ・ ・
翌期の中間申告の要否	要・否　国外関連者の有無 有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行　支店　口座番号(普通・当座)

資本金の額（外貨）		資本準備金の額（外貨）		資本剰余金の額（外貨）		前事業年度の法人区分	イに掲げる法人

署名　関与税理士　（電話　）

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［表］

1	整理番号	
24	事務所区分	A
	管理番号	
	申告区分	
25–37	法人番号	
38–43	申告年月日	年 月 日
	申告基礎	00
12	B	
86	期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	
87	期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
88	期末現在の資本金等の額	
44–55	事業年度	
56–69	予備	
12	B	
85	使途秘匿金税額等	
01		
02		
03		
04		
05		000
06		000
07		
08		
09		
10		
11		
12		
13		00
14		00
15		
16		00
17		
18		00
19		00
20		00
21		00
22		
23		
24		000
25		
26		000
27		
12	B	
28		
29		000
30		000
31		000
32		000
33		000
34		
35		000
36		
37		000
38		
39		000
41		
43		00
45		
47		00
49		00
51		
53		00
54		00
56		
58		00
60		00
62		
12	B	
89	分割基準 / 分割県数	
住民税	総数	90
	本県分	91
	東京都市町村分	92
事業税 1	総数	93
	本県分	94
事業税 2	総数	95
	本県分	96
事業税 3	総数	97
	本県分	98
12	B	
75		00
76		00
77		00
78		00
79		00
80		00
81		00
82		00
40		00
42		
44		00
46		00
48		00
50		00
52		
83		00
84		00
55		00
57		00
59		
61		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		
73	法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額	
74	収入金額課税された事業に係る所得金額	
売上高	総数	99
	軌道又は鉄道	100

第六号様式（入力用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［　］

1 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分 24
		A		

法人番号 25–37	申告基礎	00	38 申告年月日 43	年	月	日

12 B

期末現在の資本金の額（解散日現在の額）	86	
期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）	101	
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	87	
期末現在の資本金等の額	88	

事業年度 44 49 50 55

12 B

28		
29		000
30		000
31		000
32		000
33		000
34		
35		000
36		
37		000
38		
39		000

41		
43		00
45		
47		00
49		00
51		

53		00
54		00

56		
58		00
60		00
62		

12 B

89	分割基準	分割県数

住民税		総数	90
		本県分	91
		東京都市町村分	92
事業税	1	総数	93
		本県分	94
	2	総数	95
		本県分	96
	3	総数	97
		本県分	98

12 B

75		00
76		00
77		00
78		00
79		00
80		00
81		00
82		00
40		00
42		
44		00
46		00
48		00
50		00
52		
83		00
84		00
55		00
57		00
59		
61		
63		
64		
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		

69

12 B

56 予備		
使途秘匿金税額等	85	
	01	
	02	
	03	
	04	
	05	000
	06	000
	07	
	08	
	09	
	10	
	11	
	12	
	13	00
	14	00
	15	
	16	00
	17	
	18	00
	19	00
	20	00
	21	00
	22	
	23	
	24	000
	25	
	26	000
	27	

法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額	73	
収入金額課税された事業に係る所得金額	74	

売上高	総数	99	
	軌道又は鉄道	100	

第六号様式（その2）（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

（道府県民税）

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
					/		

受付印

令和　年　月　日　殿

法人番号

この申告の基礎：法人税の令和　年　月　日の修正申告・更正・決定・再更正による。

申告年月日：　年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）　（電話　）

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）　兆 十億 百万 千 円

（ふりがな）法人名

同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの　非中小法人等

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額　兆 十億 百万 千 円

（ふりがな）代表者氏名　（ふりがな）経理責任者氏名

期末現在の資本金等の額

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の申告書※

（事業税）

摘要				課税標準	税率(100)	税額
法第七十二条の二第一項第一号に掲げる事業	所得割	所得金額総額 別表5㉟	㉘	兆 十億 百万 千 円		
		年400万円以下の金額	㉙	000		00
		年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚	000		00
		年800万円を超える金額	㉛	000		00
		計 ㉙+㉚+㉛	㉜	000		00
		軽減税率不適用法人の金額	㉝	000		00
	付加価値割	付加価値額総額	㉞			
		付加価値額	㉟	000		00
	資本割	資本金等の額総額	㊱			
		資本金等の額	㊲	000		00
法第七十二条の二第一項第二号に掲げる事業	収入割	収入金額総額	㊳			
		収入金額	㊴	000		00
法第七十二条の二第一項第三号に掲げる事業	所得割	所得金額総額 別表5㉟	㊵			
		所得金額	㊶	000		00
	付加価値割	付加価値額総額	㊷			
		付加価値額	㊸	000		00
	資本割	資本金等の額総額	㊹			
		資本金等の額	㊺	000		00
	収入割	収入金額総額	㊻			
		収入金額	㊼	000		00
合計事業税額（㉜又は㉝）+㉟+㊲+㊴+㊶+㊸+㊺+㊼			㊽			00

事業税の特定寄附金税額控除額	㊾		仮装経理に基づく事業税額の控除額	㊿	
差引事業税額 ㊽−㊾−㊿	(51)	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	(52)	00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額	(53)		この申告により納付すべき事業税額(53)−(52)−(53)	(54)	00

(54)の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	(55)	00	付加価値割	(56)	00
資本割	(57)	00	収入割	(58)	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	(59)	00	付加価値割	(60)	00
資本割	(61)	00	収入割	(62)	00
(54)のうち見込納付額	(63)		差引 (54)−(63)	(64)	

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率(100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	(65)	兆 十億 百万 千 円 00		00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(66)	00		00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(67)	00		00
合計特別法人事業税額 (65)+(66)+(67)	(68)			00

仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(69)	兆 十億 百万 千 円	差引特別法人事業税額 (68)−(69)	(70)	00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(71)	00	租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(72)	
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (70)−(71)−(72)	(73)	00	(73)のうち見込納付額	(74)	
差引 (73)−(74)	(75)				

（道府県民税）

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆 十億 百万 千 円
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
課税標準となる法人税額 ①+②−③+④	⑤	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥	000
法人税割額 (⑤又は⑥×100)	⑦	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧	
税額控除超過額相当額の加算額	⑨	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
外国の法人税等の額の控除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	
差引法人税割額 ⑦−⑧+⑨−⑩−⑪−⑫	⑬	00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬−⑭−⑮	⑯	00
均等割額：算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
均等割額：円×⑰/12	⑱	00
均等割額：既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
均等割額：この申告により納付すべき均等割額 ⑱−⑲	⑳	00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯+⑳	㉑	00
㉑のうち見込納付額	㉒	
差引 ㉑−㉒	㉓	
東京都に申告する場合の⑦の計算：特別区分の課税標準額	㉔	000
東京都に申告する場合の⑦の計算：同上に対する税額 ㉔×100	㉕	
東京都に申告する場合の⑦の計算：市町村分の課税標準額	㉖	000
東京都に申告する場合の⑦の計算：同上に対する税額 ㉖×100	㉗	
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))	㊱	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㊲	
還付請求：中間納付額	㊳	
還付請求：還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行　支店　口座番号(普通・当座)
法人税の期末現在の資本金等の額		兆 十億 百万 千 円
法人税の当期の確定税額		

決算確定の日	・ ・	解散の日	・ ・
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・ ・		
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税 有・無	法人税	有・無
法人税の申告書の種類	青色・その他	この申告が中間申告の場合の計算期間	・ ・ ・ ・
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無

関与税理士　署名　（電話　）

第六号様式（その2）（提出用）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［ 表 ］

（道府県民税）（事業税）（特別法人事業税）

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
					/		

受付印

令和　年　月　日　殿

法人番号

この申告の基礎：法人税の令和　年　月　日の修正申告・更正・決定・再更正による。

申告年月日：　年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）（電話　）	（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	
	期末現在の資本金の額（解散日現在の額）	事業種目	
	期末現在の資本金の額及び資本金剰余金の額の合算額（解散日現在の額）	資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの　非中小法人等	
（ふりがな）法人名		期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
	法人区分　イに掲げる法人	期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の　申告書※

（事業税）

摘要				課税標準	税率(/100)	税額
第一号に掲げる事業 法第七十二条の二第一項	所得割	所得金額総額 別表5㉟	㉘			
		年400万円以下の金額	㉙			
		年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚			
		年800万円を超える金額	㉛			
		計 ㉙+㉚+㉛	㉜			
		軽減税率不適用法人の金額	㉝			
	付加価値割	付加価値額総額	㉞			
		付加価値額	㉟			
	資本割	資本金等の額総額	㊱			
		資本金等の額	㊲			
	収入割	収入金額総額	㊳			
		収入金額	㊴			
第三号に掲げる事業 法第七十二条の二第一項	所得割	所得金額総額 別表5㉟	㊵			
		所得金額	㊶			
	付加価値割	付加価値額総額	㊷			
		付加価値額	㊸			
	資本割	資本金等の額総額	㊹			
		資本金等の額	㊺			
	収入割	収入金額総額	㊻			
		収入金額	㊼			
合計事業税額（㉜又は㉝）+㉟+㊲+㊴+㊶+㊸+㊺+㊼			㊽			
事業税の特定寄附金税額控除額			㊾			
仮装経理に基づく事業税額の控除額			㊿			
差引事業税額 ㊽−㊾−㊿			(51)			
既に納付の確定した当期分の事業税額			(52)			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額			(53)			
この申告により納付すべき事業税額 (51)−(52)−(53)			(54)			

㊿の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	(55)		付加価値割	(56)	
資本割	(57)		収入割	(58)	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	(59)		付加価値割	(60)	
資本割	(61)		収入割	(62)	
㊿のうち見込納付額	(63)		差引 ㊿−(63)	(64)	

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率(/100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	(65)			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(66)			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(67)			
合計特別法人事業税額 (65)+(66)+(67)	(68)			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(69)		差引特別法人事業税額 (68)−(69)	(70)	
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(71)		租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(72)	
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (70)−(71)−(72)	(73)		(73)のうち見込納付額	(74)	
差引 (73)−(74)	(75)				

（道府県民税）

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	（　）
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②	
還付法人税額等の控除額	③	
退職年金等積立金に係る法人税額	④	
課税標準となる法人税額 ①+②−③+④	⑤	000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥	000
法人税割額 (⑤又は⑥×/100)	⑦	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧	
税額控除超過額相当額の加算額	⑨	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
外国の法人税等の額の控除額	⑪	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫	
差引法人税割額 ⑦−⑧+⑨−⑩−⑪−⑫	⑬	00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭	00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬−⑭−⑮	⑯	00
均等割額：算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月
均等割額：円×⑰/12	⑱	00
均等割額：既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲	00
均等割額：この申告により納付すべき均等割額 ⑱−⑲	⑳	00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯+⑳	㉑	00
㉑のうち見込納付額	㉒	
差引 ㉑−㉒	㉓	
東京都に申告する場合の⑦の計算：特別区分の課税標準額	㉔	000
同上に対する税額 ㉔×/100	㉕	
市町村分の課税標準額	㉖	000
同上に対する税額 ㉖×/100	㉗	
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)）	㊱	
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㊲	
還付請求：中間納付額	㊳	
還付請求：還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行　支店　口座番号（普通・当座）
法人税の期末現在の資本金等の額		
法人税の当期の確定税額		
決算確定の日	・・	解散の日　・・
残余財産の最後の分配又は引渡しの日	・・	
申告期限の延長の処分（承認）の有無	事業税 有・無	法人税 有・無
法人税の申告書の種類	青色・その他	この申告が中間申告の場合の計算期間　・・ ・・
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無　有・無

資本金の額（外貨）		資本準備金の額（外貨）		資本剰余金の額（外貨）		前事業年度の法人区分	イに掲げる法人

税理士署名　（電話　）

第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）〔　[illegible]　〕

1 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分 24
		A		

法人番号 (25–37)	申告基礎		38 申告年月日 43
		00	年　月　日

12 B

項目	番号	
期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）	97	
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	98	
期末現在の資本金等の額	99	

事業年度 44 □ □ 49 □ → 50 □ □ 55 □ → 56 予備 69

12 B

	分割基準	分割県数	
		100	
住民税	総数	101	
住民税	本県分	102	
住民税	東京都市町村分	103	
事業税 1	総数	104	
事業税 1	本県分	105	
事業税 2	総数	106	
事業税 2	本県分	107	
事業税 3	総数	108	
事業税 3	本県分	109	

12 B

番号	
28	
29	000
30	000
31	000
32	000
33	000
34	
35	000
36	
37	000
38	
39	000
40	
41	000
42	
43	000
44	
45	000
46	
47	000

12 B

番号	
81	00
82	00
83	00
84	00
85	00
86	00
87	00
88	00
89	00
90	00
91	00
92	00
48	00
50	
52	00
54	00
56	00
58	00
60	00
62	00
64	
93	00
94	00
95	00
68	00
70	00
72	
74	

番号	
49	
51	00
53	
55	00
57	00
59	00
61	00
63	
65	00
66	00
67	00
69	
71	00
73	00
75	00

12 B

項目	番号	
使途秘匿金税額等	96	
	01	
	02	
	03	
	04	
	05	000
	06	000
	07	
	08	
	09	
	10	
	11	
	12	
	13	00
	14	00
	15	
	16	00
	17	
	18	00
	19	00
	20	00
	21	00
	22	
	23	
	24	000
	25	
	26	000
	27	
	76	
	77	
	78	

項目	番号	
法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額	79	
収入金額課税された事業に係る所得金額	80	

		番号	
売上高	総数	110	
売上高	軌道又は鉄道	111	

第六号様式（その２）（入力用）（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）〔 [illegible] 〕

1 整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分 24
		A		

法人番号 (25–37)	申告基礎		申告年月日 (38–43)
	00		年　月　日

12 B

期末現在の資本金の額（解散日現在の額）	97	
期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）	112	
期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	98	
期末現在の資本金等の額	99	

12 B

	分割基準	分割県数	
	100		
住民税 総数	101		
住民税 本県分	102		
住民税 東京都市町村分	103		
事業税 1 総数	104		
事業税 1 本県分	105		
事業税 2 総数	106		
事業税 2 本県分	107		
事業税 3 総数	108		
事業税 3 本県分	109		

事業年度 44 ～ 49　50 ～ 55

56 予備 69

12 B

28	
29	000
30	000
31	000
32	000
33	000
34	
35	000
36	
37	000
38	
39	000
40	
41	000
42	
43	000
44	
45	000
46	
47	000

12 B

81	00
82	00
83	00
84	00
85	00
86	00
87	00
88	00
89	00
90	00
91	00
92	00
48	00
50	
52	00
54	00
56	00
58	00
60	00
62	00
64	
93	00
94	00
95	00
68	00
70	00
72	
74	

49	
51	00
53	
55	00
57	00
59	00
61	00
63	
65	00
66	00
67	00
69	
71	00
73	00
75	00

12 B

使途秘匿金税額等	96	
	01	
	02	
	03	
	04	
	05	000
	06	000
	07	
	08	
	09	
	10	
	11	
	12	
	13	00
	14	00
	15	
	16	00
	17	
	18	00
	19	00
	20	00
	21	00
	22	
	23	
	24	000
	25	
	26	000
	27	
	76	
	77	
	78	

法人税の繰戻しがある場合の繰越欠損金額	79	
収入金額課税された事業に係る所得金額	80	

売上高	総数	110	
売上高	軌道又は鉄道	111	

第六号様式（その3）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［1］

（道府県民税）（事業税）

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
				/		

受付印

令和　年　月　日　殿

法人番号

この申告の基礎：法人税の令和　年　月　日の修正申告・更正・決定・再更正による。

申告年月日：　年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）　（電話　）

事業種目

期末現在の資本金の額又は出資金の額（解散日現在の資本金の額又は出資金の額）　兆 十億 百万 千 円

（ふりがな）法人名

同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの　非中小法人等

期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額　兆 十億 百万 千 円

（ふりがな）代表者氏名　（ふりがな）経理責任者氏名

期末現在の資本金等の額

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の申告書※

摘要			課税標準	税率(100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額 別表5㉟	㉘	兆 十億 百万 千 円		
	年400万円以下の金額	㉙	000		兆 十億 百万 千 円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚	000		00
	年800万円を超える金額	㉛	000		00
	計 ㉙+㉚+㉛	㉜	000		00
	軽減税率不適用法人の金額	㉝	000		00
付加価値割	付加価値額総額	㉞			
	付加価値額	㉟	000		00
資本割	資本金等の額総額	㊱			
	資本金等の額	㊲	000		00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊳			
	収入金額	㊴	000		00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額 別表5㉟	㊵			
	所得金額	㊶	000		00
付加価値割	付加価値額総額	㊷			
	付加価値額	㊸	000		00
資本割	資本金等の額総額	㊹			
	資本金等の額	㊺	000		00
収入割	収入金額総額	㊻			
	収入金額	㊼	000		00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
付加価値割	付加価値額総額	㊽			
	付加価値額	㊾	000		00
資本割	資本金等の額総額	㊿			
	資本金等の額	(51)	000		00
収入割	収入金額総額	(52)			
	収入金額	(53)	000		00
合計事業税額(㉜又は(53))+㉟+㊲+㊴+㊶+㊸+㊺+㊼+㊾+(51)+(53)		(54)			00
事業税の特定寄附金税額控除額		(55)		仮装経理に基づく事業税額の控除額	(56)
差引事業税額 (54)−(55)−(56)		(57)	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	(58) 00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		(59)		この申告により納付すべき事業税額(57)−(58)	(60) 00
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の(52)）		(61)			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		(62)			
還付請求	中間納付額	(63)			

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆 十億 百万 千 円	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額 ①+②−③+④	⑤		000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥		000
法人税割額 (⑤又は⑥×100)	⑦		
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧		
税額控除超過額相当額の加算額	⑨		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩		
外国の法人税等の額の控除額	⑪		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫		
差引法人税割額 ⑦−⑧+⑨−⑩−⑪−⑫	⑬		00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬−⑭−⑮	⑯		00
均等割額：算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰	月	
均等割額：円×⑰/12	⑱	兆 十億 百万 千 円	00
均等割額：既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲		00
均等割額：この申告により納付すべき均等割額 ⑱−⑲	⑳		00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯+⑳	㉑		00
㉑のうち見込納付額	㉒		
差引 ㉑−㉒	㉓		
東京都に申告する場合の⑦の計算：特別区分の課税標準額	㉔		000
同上に対する税額 ㉔×100	㉕		
市町村分の課税標準額	㉖		000
同上に対する税額 ㉖×100	㉗		
法人税の期末現在の資本金等の額		兆 十億 百万 千 円	
法人税の当期の確定税額			
決算確定の日		・ ・	
解散の日		・ ・	
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		・ ・	
申告期限の延長の処分(承認)の有無		事業税 有・無	法人税 有・無
法人税の申告書の種類		青色・その他	
この申告が中間申告の場合の計算期間		・ ・ ・ ・	
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行　支店 口座番号(普通・当座)	

関与税理士　署名　（電話　）

第六号様式（その３）次葉（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

（特別法人事業税）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

（事業税）

	法第72条の２第１項第１号又は第２号に掲げる事業					
⑥の内訳	所得割	⑭	00	付加価値割	⑮	00
	資本割	⑯	00	収入割	⑰	00
	法第72条の２第１項第３号に掲げる事業					
	所得割	⑱	00	付加価値割	⑲	00
	資本割	⑳	00	収入割	㉑	00
	法第72条の２第１項第４号に掲げる事業					
				付加価値割	㉒	00
	資本割	㉓	00	収入割	㉔	00
⑥のうち見込納付額		㉕		差引 ⑥－㉕	㉖	

（注：上表の番号は原文の⑥⓪＝60、⑥④＝64～⑦⑥＝76を示す。）

項目	番号	金額（兆・十億・百万・千・円）
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	⑦⑦	00
同上に対する特別法人事業税額（⑦⑦×　／100）	⑦⑧	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑦⑨	00
同上に対する特別法人事業税額（⑦⑨×　／100）	⑧⓪	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧①	00
同上に対する特別法人事業税額（⑧①×　／100）	⑧②	00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	⑧③	00
同上に対する特別法人事業税額（⑧③×　／100）	⑧④	00
合計特別法人事業税額（⑦⑧＋⑧⓪＋⑧②＋⑧④）	⑧⑤	00
仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	⑧⑥	
差引特別法人事業税額 ⑧⑤－⑧⑥	⑧⑦	00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	⑧⑧	00
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	⑧⑨	
この申告により納付すべき特別法人事業税額 ⑧⑦－⑧⑧－⑧⑨	⑨⓪	00
⑨⓪のうち見込納付額	⑨①	
差引 ⑨⓪－⑨①	⑨②	

第六号様式（その3）（用紙日本産業規格A4・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［　］

（道府県民税）

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
					/		

受付印

令和　年　月　日　殿

法人番号	この申告の基礎	申告年月日
	法人税の令和　年　月　日の修正・更正・決定・再更正による。	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　）	（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名
		期末現在の資本金の額（解散日現在の額）　兆　十億　百万　千　円	事業種目
		期末現在の資本金の額及び資本剰余金の額の合算額（解散日現在の額）　兆　十億　百万　千　円	資本金の額が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの　非中小法人等
（ふりがな）法人名			期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額　兆　十億　百万　千　円
		法人区分　イに掲げる法人	期末現在の資本金等の額　兆　十億　百万　千　円

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の　申告書※

（事業税）

摘要			課税標準	税率(/100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額 別表5㉟	㉘	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
	年400万円以下の金額	㉙	000		00
	年400万円を超え年800万円以下の金額	㉚	000		00
	年800万円を超える金額	㉛	000		00
	計　㉙＋㉚＋㉛	㉜	000		00
	軽減税率不適用法人の金額	㉝	000		00
付加価値割	付加価値額総額	㉞			
	付加価値額	㉟	000		00
資本割	資本金等の額総額	㊱			
	資本金等の額	㊲	000		00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊳	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
	収入金額	㊴	000		00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額 別表5㉟	㊵	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
	所得金額	㊶	000		00
付加価値割	付加価値額総額	㊷			
	付加価値額	㊸	000		00
資本割	資本金等の額総額	㊹			
	資本金等の額	㊺	000		00
収入割	収入金額総額	㊻			
	収入金額	㊼	000		00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
付加価値割	付加価値額総額	㊽	兆 十億 百万 千 円		兆 十億 百万 千 円
	付加価値額	㊾	000		00
資本割	資本金等の額総額	㊿			
	資本金等の額	(51)	000		00
収入割	収入金額総額	(52)			
	収入金額	(53)	000		00
合計事業税額（㉜又は(53)）＋㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼＋㊾＋(51)＋(53)		(54)			00
事業税の特定寄附金税額控除額		(55)		仮装経理に基づく事業税額の控除額	(56)
差引事業税額 (54)－(55)－(56)		(57)	00	既に納付の確定した当期分の事業税額	(58) 00
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		(59)		この申告により納付すべき事業税額(57)－(58)	(60) 00
法人税の所得金額（法人税の明細書（別表4）の（52））		(61)			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		(62)			
還付請求	中間納付額	(63)			

（道府県民税）

（使途秘匿金税額等）法人税法の規定によって計算した法人税額	①	兆 十億 百万 千 円	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額	②		
還付法人税額等の控除額	③		
退職年金等積立金に係る法人税額	④		
課税標準となる法人税額 ①＋②－③＋④	⑤		000
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額	⑥		000
法人税割額 (⑤又は⑥×/100)	⑦		
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑧		
税額控除超過額相当額の加算額	⑨		
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩		
外国の法人税等の額の控除額	⑪		
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑫		
差引法人税割額 ⑦－⑧＋⑨－⑩－⑪－⑫	⑬		00
既に納付の確定した当期分の法人税割額	⑭		00
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮		
この申告により納付すべき法人税割額 ⑬－⑭－⑮	⑯		00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑰		月
均等割額 円×⑰/12	⑱	兆 十億 百万 千 円	00
均等割額 既に納付の確定した当期分の均等割額	⑲		00
均等割額 この申告により納付すべき均等割額 ⑱－⑲	⑳		00
この申告により納付すべき道府県民税額 ⑯＋⑳	㉑		00
㉑のうち見込納付額	㉒		
差引 ㉑－㉒	㉓		
東京都に申告する場合の⑦の計算 特別区分の課税標準額	㉔		000
東京都に申告する場合の⑦の計算 同上に対する税額 ㉔×/100	㉕		
東京都に申告する場合の⑦の計算 市町村分の課税標準額	㉖		000
東京都に申告する場合の⑦の計算 同上に対する税額 ㉖×/100	㉗		

法人税の期末現在の資本金等の額		兆 十億 百万 千 円	
法人税の当期の確定税額			
決算確定の日		・ ・	
解散の日		・ ・	
残余財産の最後の分配又は引渡しの日		・ ・	
申告期限の延長の処分(承認)の有無	事業税	有・無	法人税　有・無
法人税の申告書の種類		青色・その他	
この申告が中間申告の場合の計算期間		・ ・ ・ ・	
翌期の中間申告の要否	要・否	国外関連者の有無	有・無
還付を受けようとする金融機関及び支払方法		銀行　支店 口座番号（普通・当座）	

資本金の額（外貨）		資本準備金の額（外貨）		資本剰余金の額（外貨）		前事業年度の法人区分	イに掲げる法人

関与税理士　署名　（電話　）

第六号様式（その３）次葉（用紙日本産業規格Ａ４・セピア色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

（事業税）

			兆 十億 百万 千 円			兆 十億 百万 千 円
	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
(60)の内訳	所得割	(64)	00	付加価値割	(65)	00
	資本割	(66)	00	収入割	(67)	00
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
	所得割	(68)	00	付加価値割	(69)	00
	資本割	(70)	00	収入割	(71)	00
	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
				付加価値割	(72)	00
	資本割	(73)	00	収入割	(74)	00
(60)のうち見込納付額		(75)		差引 (60)－(75)	(76)	

（特別法人事業税）

		兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	(77)	00
同上に対する特別法人事業税額 ((77)×　／100)	(78)	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	(79)	00
同上に対する特別法人事業税額 ((79)×　／100)	(80)	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	(81)	00
同上に対する特別法人事業税額 ((81)×　／100)	(82)	00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	(83)	00
同上に対する特別法人事業税額 ((83)×　／100)	(84)	00
合計特別法人事業税額 ((78)＋(80)＋(82)＋(84))	(85)	00
仮装経理に基づく特別法人事業税の控除額	(86)	
差引特別法人事業税額 (85)－(86)	(87)	00
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額	(88)	00
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(89)	
この申告により納付すべき特別法人事業税額 (87)－(88)－(89)	(90)	00
(90)のうち見込納付額	(91)	
差引 (90)－(91)	(92)	

第六号様式別表五の二（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）［ ］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号						
		事業年度	令和		年		月	日から
			令和		年		月	日まで

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の２第１項 第１号・第３号・第４号 に掲げる事業）

１．付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算			
収益配分額の計算	報酬給与額 別表５の２の２㉝又は別表５の３⑫	①	兆 十億 百万 千 円
	純支払利子 別表５の２の２㉞又は別表５の４③	②	
	純支払賃借料 別表５の２の２㉟又は別表５の５③	③	
	収益配分額 ①＋②＋③	④	
単年度損益 第６号様式㊽又は別表５㉓		⑤	
付加価値額 ④＋⑤		⑥	
収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 ①／④		⑦	%
雇用安定控除額の計算	④×$\frac{70}{100}$	⑧	兆 十億 百万 千 円
	雇用安定控除額 ①－⑧	⑨	
雇用者給与等支給増加額 別表５の６の３㊿		⑩	
課税標準となる付加価値額 ⑥－⑨－⑩		⑪	

資本金等の額の計算		
資本金等の額 下表２㉙若しくは下表３㉙又は別表５の２の３②、同表⑲、同表㉓、同表㉕若しくは同表㉝	⑫	兆 十億 百万 千 円
当該事業年度の月数	⑬	月
⑫×$\frac{⑬}{12}$	⑭	兆 十億 百万 千 円
控除額計 別表５の２の３⑫、同表㉚若しくは同表㊳又は別表５の２の４⑩	⑮	
差引 ⑭－⑮	⑯	
⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰	
［⑯のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額］×$\frac{50}{100}$	⑱	
［⑯のうち5,000億円を超え１兆円以下の金額］×$\frac{25}{100}$	⑲	
仮計 ⑰＋⑱＋⑲	⑳	
国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉑	人
国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉒	
国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数	㉓	
計 ㉑＋㉒＋㉓	㉔	
課税標準となる資本金等の額 ⑳又は⑳×㉑／㉔、⑳×㉒／㉔若しくは⑳×㉓／㉔	㉕	兆 十億 百万 千 円

２．資本金等の額の明細

区分		期首現在の金額 ㉖	当期中の減少額 ㉗	当期中の増加額 ㉘	差引期末現在の金額 ㉙（㉖－㉗＋㉘）
資本金の額又は出資金の額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2				
法人税の資本金等の額	3				
期中に金額の増減があった場合の理由等					

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号											
		事業年度	令和		年		月		日から				
			令和		年		月		日まで				

付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の２第１項 第１号・第３号・第４号に掲げる事業）

１．付加価値額及び資本金等の額の計算

付加価値額の計算

収益配分額の計算	報酬給与額 別表５の２の２㉝又は別表５の３⑫	①	兆 十億 百万 千 円
	純支払利子 別表５の２の２㉞又は別表５の４③	②	
	純支払賃借料 別表５の２の２㉟又は別表５の５③	③	
	収益配分額 ①＋②＋③	④	
単年度損益 第６号様式㊽又は別表５㉓		⑤	
付加価値額 ④＋⑤		⑥	
収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 ①／④		⑦	％
雇用安定控除額の計算	④×70/100	⑧	兆 十億 百万 千 円
	雇用安定控除額 ①－⑧	⑨	
雇用者給与等支給増加額 別表５の６の３㊶		⑩	
課税標準となる付加価値額 ⑥－⑨－⑩		⑪	

資本金等の額の計算

資本金等の額 下表２㉙若しくは下表３㉙又は別表５の２の３②、同表⑲、同表㉓、同表㉕若しくは同表㉝	⑫	兆 十億 百万 千 円
当該事業年度の月数	⑬	月
⑫×⑬/12	⑭	兆 十億 百万 千 円
控除額計 別表５の２の３⑫、同表㉚若しくは同表㊳又は別表５の２の４⑩	⑮	
差引 ⑭－⑮	⑯	
⑯のうち1,000億円以下の金額	⑰	
⑯のうち1,000億円を超え5,000億円以下の金額 ×50/100	⑱	
⑯のうち5,000億円を超え１兆円以下の金額 ×25/100	⑲	
仮計 ⑰＋⑱＋⑲	⑳	
国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㉑	人
国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㉒	
国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数	㉓	
計 ㉑＋㉒＋㉓	㉔	
課税標準となる資本金等の額 ⑳又は⑳×㉑／㉔、⑳×㉒／㉔若しくは⑳×㉓／㉔	㉕	兆 十億 百万 千 円

２．資本金等の額の明細

区分		期首現在の金額 ㉖	当期中の減少額 ㉗	当期中の増加額 ㉘	差引期末現在の金額 ㉙（㉖－㉗＋㉘）
資本金の額又は出資金の額	1	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2				
法人税の資本金等の額	3				
期中に金額の増減があった場合の理由等					

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格A4・ローズ色）（第五条関係）［ ］

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号						
		事業年度	令和		年		月	日から
			令和		年		月	日まで

資本金等の額に関する計算書

1．内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の2第1項第2号に掲げる事業）を併せて行う法人				
資本金等の額 別表5の2下表3㉙又は㉓、㉕若しくは㉝	①	兆 十億 百万 千 円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数	③ 人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③／④	②		期末の総従業者数	④

特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人					
月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	⑤	兆 十億 百万 千 円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥		特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合（別表5の2の2⑤－同表⑩）／同表⑤	⑬	%
差引 ⑤－⑥	⑦		非課税事業を併せて行う法人		
外国の事業に係る控除額（⑦×別表5の2の2⑩／同表⑤）又は（⑦×別表5の2の2⑪／同表⑫）	⑧		国内における非課税事業に係る期末の従業者数	⑭	人
再差引 ⑦－⑧	⑨		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭／⑮	⑩				
課税標準の特例に係る控除額 ㉚	⑪				
控除額計 ⑥＋⑧＋⑩＋⑪	⑫				

2．特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項各号及び第2項関係			法附則第9条第1項関係		
資本金等の額 別表5の2下表3㉙	⑯	兆 十億 百万 千 円	資本金の額 別表5の2下表1㉙	㉔	兆 十億 百万 千 円
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑰		法附則第9条第1項に係る額 ㉔×2	㉕	
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑱		法附則第9条第4項から第7項まで及び第17項関係		
仮計 ⑯＋⑰－⑱	⑲		月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭又は（⑨－⑩）	㉖	兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表5の2下表1㉙	⑳		課税標準の特例に係る控除割合	㉗	―
資本準備金の額	㉑		未収金の帳簿価額	㉘	円
仮計 ⑳＋㉑	㉒		総資産価額	㉙	
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉓		課税標準の特例に係る控除額（㉖×㉗）又は（㉖×㉘／㉙）	㉚	兆 十億 百万 千 円
			法附則第9条第23項関係		
			資本金等の額 別表5の2下表3㉙又は㉓	㉛	兆 十億 百万 千 円
			政府の出資の金額	㉜	
			法附則第9条第23項に係る額 ㉛－㉜	㉝	

3．外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表5の2⑭	㉞	兆 十億 百万 千 円	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊴	人
外国の事業に係る控除額 ㉞×㊴／㊵	㉟		期末の総従業者数	㊵	
差引 ㉞－㉟	㊱		非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㊱×㊶／㊷	㊲		国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数	㊶	人
控除額計 ㉟＋㊲	㊳		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊷	

第六号様式別表五の二の三（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・ローズ色）（第五条関係）

※処理事項	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

法人名		法人番号											
		事業年度	令和		年		月		日から				
			令和		年		月		日まで				

資本金等の額に関する計算書

１．内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業（法第72条の２第１項第２号に掲げる事業）を併せて行う法人										
資本金等の額 別表５の２下表３㉙又は㉓、㉕若しくは㉝	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数	③		人
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③／④	②						期末の総従業者数	④		
特定内国法人又は非課税事業を併せて行う法人										
月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人			
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表５の２の４⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合（別表５の２の２⑤－同表⑩）／同表⑤	⑬		%
差引 ⑤－⑥	⑦						非課税事業を併せて行う法人			
外国の事業に係る控除額 （⑦×別表５の２の２⑩／同表⑤） 又は （⑦×別表５の２の２⑪／同表⑫）	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業者数	⑭		人
再差引 ⑦－⑧	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	⑮		
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭／⑮	⑩									
課税標準の特例に係る控除額 ㉚	⑪									
控除額計 ⑥＋⑧＋⑩＋⑪	⑫									

２．特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第１項各号及び第２項関係							法附則第９条第１項関係							
資本金等の額 別表５の２下表３㉙	⑯	兆	十億	百万	千	円	資本金の額 別表５の２下表１㉙	㉔	兆	十億	百万	千	円
法第72条の21第１項第１号に係る加算	⑰						法附則第９条第１項に係る額 ㉔×２	㉕					
法第72条の21第１項第２号及び第３号に係る控除	⑱						法附則第９条第４項から第７項まで及び第18項関係						
仮計 ⑯＋⑰－⑱	⑲						月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭又は（⑨－⑩）	㉖	兆	十億	百万	千	円
資本金の額 別表５の２下表１㉙	⑳						課税標準の特例に係る控除割合	㉗				―	
資本準備金の額	㉑						未収金の帳簿価額	㉘					円
仮計 ⑳＋㉑	㉒						総資産価額	㉙					
⑲と㉒のいずれか大きい額	㉓						課税標準の特例に係る控除額 （㉖×㉗）又は（㉖×㉘／㉙）	㉚	兆	十億	百万	千	円
							法附則第９条第24項関係						
							資本金等の額 別表５の２下表３㉙又は㉓	㉛	兆	十億	百万	千	円
							政府の出資の金額	㉜					
							法附則第９条第24項に係る額 ㉛－㉜	㉝					

３．外国法人の資本金等の額に関する計算

月数按分後の資本金等の額 別表５の２⑭	㉞	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊴	人
外国の事業に係る控除額 ㉞×㊴／㊵	㉟						期末の総従業者数	㊵	
差引 ㉞－㉟	㊱						非課税事業又は収入金額課税事業を併せて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㊱×㊶／㊷	㊲						国内における非課税事業又は収入金額課税事業に係る期末の従業者数	㊶	人
控除額計 ㉟＋㊲	㊳						国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊷	

給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書

（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

期末現在の資本金の額又は出資金の額	①	円	適用可否	③	
期末現在の常時使用する従業員の数	②	人			

継続雇用者給与等支給増加割合の計算

継続雇用者給与等支給額（㉝の１）	④	円	継続雇用者給与等支給増加額 ④－⑤（マイナスの場合は０）	⑥	円
継続雇用者比較給与等支給額（㉝の２）又は（㉝の３）	⑤		継続雇用者給与等支給増加割合 ⑥／⑤（⑤＝０の場合は０）	⑦	

控除対象雇用者給与等支給増加額の計算

雇用者給与等支給額 ⑱	⑧	円	調整雇用者給与等支給額 ⑲	⑪	円
比較雇用者給与等支給額 ㉕	⑨		調整比較雇用者給与等支給額 ㉖	⑫	
雇用者給与等支給増加額 ⑧－⑨（マイナスの場合は０）	⑩		調整雇用者給与等支給増加額 ⑪－⑫（マイナスの場合は０）	⑬	
			控除対象雇用者給与等支給増加額（⑩と⑬のうち少ない金額）	⑭	

雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算

国内雇用者に対する給与等の支給額 ⑮	⑮の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額 ⑯	⑯のうち雇用安定助成金額 ⑰	雇用者給与等支給額 ⑮－⑯＋⑰（マイナスの場合は０） ⑱	調整雇用者給与等支給額 ⑮－⑯（マイナスの場合は０） ⑲
円	円	円	円	円

比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算

前事業年度又は前連結事業年度 ⑳	国内雇用者に対する給与等の支給額 ㉑	㉑の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額 ㉒	㉒のうち雇用安定助成金額 ㉓	適用年度の月数 ⑳の前事業年度又は前連結事業年度の月数 ㉔
：　：	円	円	円	

比較雇用者給与等支給額 （㉑－㉒＋㉓）×㉔（マイナスの場合は０）	㉕	円	
調整比較雇用者給与等支給額 （㉑－㉒）×㉔（マイナスの場合は０）	㉖		

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算

		継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度 1	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度等 2	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前一年事業年度特定期間等 3
事業年度等又は連結事業年度等	㉗		：　：	：　：
継続雇用者に対する給与等の支給額	㉘	円	円	円
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	㉙			
同上のうち雇用安定助成金額	㉚			
差引 ㉘－㉙＋㉚	㉛			
適用年度の月数／（㉗の３）の月数	㉜			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 ㉛又は（㉛×㉜）	㉝			円

労働者派遣等をした法人の計算

報酬給与額 別表５の３⑫	㉞	円	㉟と（㊱×75％）のうち少ない金額	㊲	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表５の３⑨	㉟		控除対象額 ⑭×㉞／（㉞＋㊲）	㊳	
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表５の３⑩	㊱				

事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち２以上の事業を併せて行う法人の計算

⑪のうち所得等課税事業に係る額又は⑪×㊸／㊻	㊴	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㊸	人
⑪のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑪×㊹／㊻	㊵		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㊹	
⑪のうち特定ガス供給業に係る額又は⑪×㊺／㊻	㊶		国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数	㊺	
控除対象額 ⑭×㊴／⑪、㊳×㊴／⑪、⑭×㊵／⑪、㊳×㊵／⑪、⑭×㊶／⑪又は㊳×㊶／⑪	㊷		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊻	

付加価値額から控除する額の計算

報酬給与額 別表５の２①	㊼	円	雇用安定控除調整率 （㊼－㊽）／㊼	㊾	
雇用安定控除額 別表５の２⑨	㊽		付加価値額からの控除額 ⑭×㊾、㊳×㊾又は㊷×㊾	㊿	円

第六号様式別表五の六の三（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［ｉ］

給与等の支給額が増加した場合の付加価値額の控除に関する明細書

（法第72条の２第１項第１号・第３号・第４号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

期末現在の資本金の額又は出資金の額	①	円	適用可否	③	
期末現在の常時使用する従業員の数	②	人			

継続雇用者給与等支給増加割合の計算

継続雇用者給与等支給額（㉞の１）	④	円	継続雇用者給与等支給増加額 ④－⑤（マイナスの場合は０）	⑥	円
継続雇用者比較給与等支給額（㉞の２）又は（㉞の３）	⑤		継続雇用者給与等支給増加割合 ⑥／⑤（⑤＝０の場合は０）	⑦	

控除対象雇用者給与等支給増加額の計算

雇用者給与等支給額 ⑲	⑧	円	調整雇用者給与等支給額 ⑳	⑫	円
比較雇用者給与等支給額 ㉖	⑨		調整比較雇用者給与等支給額 ㉗	⑬	
雇用者給与等支給増加額 ⑧－⑨（マイナスの場合は０）	⑩		調整雇用者給与等支給増加額 ⑫－⑬（マイナスの場合は０）	⑭	
雇用者給与等支給増加割合 ⑩／⑨（⑨＝０の場合は０）	⑪		控除対象雇用者給与等支給増加額（⑩と⑭のうち少ない金額）	⑮	

雇用者給与等支給額及び調整雇用者給与等支給額の計算

国内雇用者に対する給与等の支給額	⑯の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	⑰のうち雇用安定助成金額	雇用者給与等支給額 ⑯－⑰＋⑱（マイナスの場合は０）	調整雇用者給与等支給額 ⑯－⑰（マイナスの場合は０）
⑯	⑰	⑱	⑲	⑳
円	円	円	円	円

比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算

前事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	㉒の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	㉓のうち雇用安定助成金額	適用年度の月数 ㉑の前事業年度の月数
㉑	㉒	㉓	㉔	㉕
：　：	円	円	円	

比較雇用者給与等支給額 （㉒－㉓＋㉔）×㉕（マイナスの場合は０）	㉖	円	
調整比較雇用者給与等支給額 （㉒－㉓）×㉕（マイナスの場合は０）	㉗		

継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算

		継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度 1	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前事業年度 2	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前一年事業年度特定期間 3
事業年度等	㉘		：　：	：　：
継続雇用者に対する給与等の支給額	㉙	円	円	円
同上の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	㉚			
同上のうち雇用安定助成金額	㉛			
差引 ㉙－㉚＋㉛	㉜			
適用年度の月数（㉘の３）の月数	㉝			
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 ㉜又は（㉜×㉝）	㉞			円

労働者派遣等をした法人の計算

報酬給与額 別表５の３⑫	㉟	円	㊱と（㊲×75％）のうち少ない金額	㊳	円
派遣労働者等に支払う報酬給与額の合計 別表５の３⑨	㊱		控除対象額 ⑮×㉟／（㉟＋㊳）	㊴	
派遣先から支払を受ける金額の合計 別表５の３⑩	㊲				

事業税を課されない事業等、所得等課税事業、収入金額等課税事業及び特定ガス供給業のうち２以上の事業を併せて行う法人の計算

⑫のうち所得等課税事業に係る額又は⑫×㊹／㊼	㊵	円	国内における所得等課税事業に係る期末の従業者数	㊹	人
⑫のうち収入金額等課税事業に係る額又は⑫×㊺／㊼	㊶		国内における収入金額等課税事業に係る期末の従業者数	㊺	
⑫のうち特定ガス供給業に係る額又は⑫×㊻／㊼	㊷		国内における特定ガス供給業に係る期末の従業者数	㊻	
控除対象額 ⑮×㊵／⑫、㊴×㊵／⑫、⑮×㊶／⑫、㊴×㊶／⑫、⑮×㊷／⑫又は㊴×㊷／⑫	㊸		国内における事務所又は事業所の期末の従業者数	㊼	

付加価値額から控除する額の計算

報酬給与額 別表５の２①	㊽	円	雇用安定控除調整率 （㊽－㊾）／㊽	㊿	
雇用安定控除額 別表５の２⑨	㊾		付加価値額からの控除額 ⑮×㊿、㊴×㊿又は㊸×㊿	(51)	円

収入金額に関する計算書

（法第72条の２第１項第２号第３号第４号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

	摘要		金額
法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	収入金額の総額		円
		計 ①	
	控除される金額		
		計 ②	
	差引計 ①－②		③
法附則第９条第８項の規定による控除額（⑤に掲げるものを除く。）			④
法附則第９条第８項の規定による控除額（政令附則第６条の２第２項第１号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。）			⑤
法附則第９条第10項の規定による控除額			⑥
法附則第９条第18項の規定による控除額			⑦
法附則第９条第19項の規定による控除額			⑧
法附則第９条第20項の規定による控除額			⑨
法附則第９条第21項の規定による控除額			⑩
法附則第９条第22項の規定による控除額			⑪
法附則第９条第24項の規定による控除額			⑫
計 ③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩－⑪－⑫			⑬

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［注］

収入金額に関する計算書

（法第72条の２第１項第２号第３号第４号に掲げる事業）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

法第七十二条の二十四の二第一項の規定による収入金額	摘要		金額
	収入金額の総額		円
		計 ①	
	控除される金額		
		計 ②	
	差引計 ①－②		③
法附則第９条第８項の規定による控除額（⑤に掲げるものを除く。）			④
法附則第９条第８項の規定による控除額（政令附則第６条の２第２項第１号ロ及びハに定める収入金額に係るものに限る。）			⑤
法附則第９条第10項の規定による控除額			⑥
法附則第９条第19項の規定による控除額			⑦
法附則第９条第20項の規定による控除額			⑧
法附則第９条第21項の規定による控除額			⑨
法附則第９条第22項の規定による控除額			⑩
法附則第９条第23項の規定による控除額			⑪
法附則第９条第25項の規定による控除額			⑫
計　③－④－⑤－⑥－⑦－⑧－⑨－⑩－⑪－⑫			⑬

第六号様式別表六（用紙日本産業規格Ａ４）（第五条関係）［裏］

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［　］

受付印

※処理事項

発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日 年	月	日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）
（ふりがな）	
法人名	
（ふりがな）	（ふりがな）
代表者氏名	経理責任者氏名

	兆	十億	百万	千	円
事業種目					
前期末現在の資本金の額又は出資金の額	（　　）				
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額					
前期末現在の資本金等の額					

令和　□年□月□日から令和□年□月□日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の予定申告書　※

事業税

			兆	十億	百万	千	円
前事業年度の事業税額（㊶の金額）		⑲					00
所得割額	（㊷×6／前事業年度の月数）	⑳					00
付加価値割額	（㊸×6／前事業年度の月数）	㉑					00
資本割額	（㊹×6／前事業年度の月数）	㉒					00
収入割額	（㊺×6／前事業年度の月数）	㉓					00
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（㊶）		㉔					00
特別法人事業税額	（㉔×6／前事業年度の月数）	㉕					00
予定申告税額	（⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉕）	㉖					00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額		㉗					00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	㉖－㉗	㉘					00

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

（事業税）

摘要			課税標準	税率（100）	税額
所得割	所得金額総額	㉙	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額	㉚			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㉛			
	付加価値額	㉜			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㉝			
	資本金等の額	㉞			兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額	㉟			
	収入金額	㊱			兆 十億 百万 千 円

合計事業税額	㉚＋㉜＋㉞＋㊱	㊲
事業税の特定寄附金税額控除額		㊳
仮装経理に基づく事業税額の控除額		㊴
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		㊵
納付すべき事業税額	㊲－㊳－㊴－㊵	㊶

㊶の内訳					
所得割	㊷ 兆 十億 百万 千 円	付加価値割	㊸		
資本割	㊹	収入割	㊺		

特別法人事業税

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率（100）	税額
所得割に係る特別法人事業税額	㊻	兆 十億 百万 千 円 00		兆 十億 百万 千 円
収入割に係る特別法人事業税額	㊼	00		

合計特別法人事業税額	（㊻＋㊼）	㊽
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		㊾
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		㊿
納付すべき特別法人事業税額	㊽－㊾－㊿	51

備考

道府県民税

			兆	十億	百万	千	円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（⑱の金額）		①					00
予定申告税額	（①×6／前事業年度又は前連結事業年度の月数）	②					00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③					00
この申告により納付すべき法人税割額	②－③	④					00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数		⑤					月
均等割額	円×⑤／12	⑥					00
この申告により納付すべき道府県民税額	④＋⑥	⑦					00

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細

		兆	十億	百万	千	円
（特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑧	（　　）				
法人税割額	⑨					
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑩					
税額控除超過額相当額の加算額	⑪					
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫					
外国の法人税等の額の控除額	⑬					
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭					
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮					
納付すべき法人税割額	⑨－⑩＋⑪－⑫－⑬－⑭－⑮	⑯				
⑯のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額		⑰				
差引法人税割額	⑯－⑪－⑰	⑱				
法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額		52				

この申告の期間	・　・ ・　・
前事業年度又は前連結事業年度の期間	・　・ ・　・
通算親法人の事業年度の期間	・　・ ・　・
関与税理士署名	（電話　　）

第六号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

受付印

※処理事項

発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日 年	月	日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）
（ふりがな） 法人名	
（ふりがな） 代表者氏名	（ふりがな） 経理責任者氏名
事業種目	
前期末現在の資本金の額又は出資金の額	（　　円）
前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
前期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税事業税特別法人事業税の予定申告書　※

（事業税）

事業税			税額
前事業年度の事業税額（㊶の金額）		⑲	00
所得割額	㊷×6／前事業年度の月数	⑳	00
付加価値割額	㊸×6／前事業年度の月数	㉑	00
資本割額	㊹×6／前事業年度の月数	㉒	00
収入割額	㊺×6／前事業年度の月数	㉓	00
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額	（㊶）	㉔	00
特別法人事業税額	㉔×6／前事業年度の月数	㉕	00
予定申告税額	（⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉕）	㉖	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額		㉗	00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	㉖－㉗	㉘	00

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

摘要			課税標準	税率（100）	税額
所得割	所得金額総額	㉙			
	所得金額	㉚			
付加価値割	付加価値額総額	㉛			
	付加価値額	㉜			
資本割	資本金等の額総額	㉝			
	資本金等の額	㉞			
収入割	収入金額総額	㉟			
	収入金額	㊱			

合計事業税額	㉚＋㉜＋㉞＋㊱	㊲	
事業税の特定寄附金税額控除額		㊳	
仮装経理に基づく事業税額の控除額		㊴	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		㊵	
納付すべき事業税額	㊲－㊳－㊴－㊵	㊶	

㊶の内訳：所得割 ㊷　付加価値割 ㊸　資本割 ㊹　収入割 ㊺

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率（100）	税額
所得割に係る特別法人事業税額	㊻	00		
収入割に係る特別法人事業税額	㊼	00		

合計特別法人事業税額	（㊻＋㊼）	㊽
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		㊾
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		㊿
納付すべき特別法人事業税額	㊽－㊾－㊿	51

備考

道府県民税

前事業年度の法人税割額（⑱の金額）		①	00
予定申告税額	（①×6／前事業年度の月数）	②	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③	00
この申告により納付すべき法人税割額	②－③	④	00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数		⑤	月
均等割額	円×⑤／12	⑥	00
この申告により納付すべき道府県民税額	④＋⑥	⑦	00

前事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額	⑧	（　　）
法人税割額	⑨	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	⑩	
税額控除超過額相当額の加算額	⑪	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑫	
外国の法人税等の額の控除額	⑬	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑭	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑮	
納付すべき法人税割額	⑨－⑩＋⑪－⑫－⑬－⑭－⑮	⑯
⑯のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額		⑰
差引法人税割額	⑯－⑪－⑰	⑱
法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額		㊷

この申告の期間	・　・　・　・
前事業年度の期間	・　・　・　・
通算親法人の事業年度の期間	・　・　・　・
関与税理士署名	（電話　　）

第六号の三様式（その2）（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）［ ］

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
					/		

受付印

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日 年	月	日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな）法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円（　　）
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな）代表者氏名	（ふりがな）経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	

令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税 の予定申告書　※

事業税			兆	十億	百万	千	円
前事業年度の事業税額（54の金額）		⑧					00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業							
所得割額	（55×6/前事業年度の月数）	⑨					00
付加価値割額	（56×6/前事業年度の月数）	⑩					00
資本割額	（57×6/前事業年度の月数）	⑪					00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業							
収入割額	（58×6/前事業年度の月数）	⑫					00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業							
所得割額	（59×6/前事業年度の月数）	⑬					00
付加価値割額	（60×6/前事業年度の月数）	⑭					00
資本割額	（61×6/前事業年度の月数）	⑮					00
収入割額	（62×6/前事業年度の月数）	⑯					00
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（69の金額）		⑰					00
特別法人事業税 特別法人事業税額	（⑰×6/前事業年度の月数）	⑱					00
予定申告税額（⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑱）		⑲					00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額		⑳					00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額	⑲－⑳	㉑					00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額		㉒					

道府県民税			兆	十億	百万	千	円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（33の金額）		①					00
予定申告税額（①×6/前事業年度又は前連結事業年度の月数）		②					00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額		③					00
この申告により納付すべき法人税割額	②－③	④					00
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤					月
均等割額	円×⑤/12	⑥					00
この申告により納付すべき道府県民税額	④＋⑥	⑦					00
この申告の期間			・・	・・			
前事業年度又は前連結事業年度の期間			・・	・・			
通算親法人の事業年度の期間			・・	・・			

備考	
関与税理士署名	（電話　　）

第六号の三様式（その2）（提出用）次葉（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

（事業税）

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

摘要			課税標準	税率（100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㉞	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額	㉟			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㊱			
	付加価値額	㊲			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㊳			
	資本金等の額	㊴			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊵	兆 十億 百万 千 円		
	収入金額	㊶			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊷	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額	㊸			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㊹			
	付加価値額	㊺			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㊻			
	資本金等の額	㊼			兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額	㊽			
	収入金額	㊾			兆 十億 百万 千 円
合計事業税額 ㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼＋㊾		㊿			
事業税の特定寄附金税額控除額		(51)			
仮装経理に基づく事業税額の控除額		(52)			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		(53)			
納付すべき事業税額 ㊿－(51)－(52)－(53)		(54)			

(54)の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業						
所得割	(55)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	(56)	兆 十億 百万 千 円	
資本割	(57)		収入割	(58)		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						
所得割	(59)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	(60)	兆 十億 百万 千 円	
資本割	(61)		収入割	(62)		

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率（100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	(63)	兆 十億 百万 千 円 00		兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(64)	00		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(65)	00		
合計特別法人事業税額 ((63)＋(64)＋(65))	(66)			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(67)			
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(68)			
納付すべき特別法人事業税額 (66)－(67)－(68)	(69)			

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等） 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	(23)	兆 十億 百万 千 円 （ ）
法人税割額	(24)	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	(25)	
税額控除超過額相当額の加算額	(26)	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	(27)	
外国の法人税等の額の控除額	(28)	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	(29)	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	(30)	
納付すべき法人税割額 (24)－(25)＋(26)－(27)－(28)－(29)－(30)	(31)	
(31)のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	(32)	
差引法人税割額 (31)－(26)－(32)	(33)	

第六号の三様式（その2）（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

受付印

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日 年	月	日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな） 法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円 （　　）
（ふりがな） 代表者氏名	（ふりがな） 経理責任者氏名	前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
		前期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の予定申告書　※

事業税			道府県民税		
前事業年度の事業税額（54の金額）	⑧	00	前事業年度の法人税割額（33の金額）	①	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割額（55×6/前事業年度の月数）	⑨	00	予定申告税額（①×6/前事業年度の月数）	②	00
付加価値割額（56×6/前事業年度の月数）	⑩	00			
資本割額（57×6/前事業年度の月数）	⑪	00	この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割額（58×6/前事業年度の月数）	⑫	00	この申告により納付すべき法人税割額 ②－③	④	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割額（59×6/前事業年度の月数）	⑬	00	均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
付加価値割額（60×6/前事業年度の月数）	⑭	00			
資本割額（61×6/前事業年度の月数）	⑮	00	円×⑤/12	⑥	00
収入割額（62×6/前事業年度の月数）	⑯	00			
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（69の金額）	⑰	00	この申告により納付すべき道府県民税額 ④＋⑥	⑦	00
特別法人事業税額（⑰×6/前事業年度の月数）	⑱	00			
予定申告税額（⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑱）	⑲	00	この申告の期間		・ ・ ・ ・
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳	00	前事業年度の期間		・ ・ ・ ・
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ⑲－⑳	㉑	00			
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒		通算親法人の事業年度の期間		・ ・ ・ ・

備　考	
関与税理士署名	（電話　　）

第六号の三様式（その2）（提出用）次葉（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

（事業税）

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細

摘要			課税標準	税率（100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㉞	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額	㉟			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㊱			
	付加価値額	㊲			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㊳			
	資本金等の額	㊴			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊵	兆 十億 百万 千 円		
	収入金額	㊶			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊷	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額	㊸			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㊹			
	付加価値額	㊺			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㊻			
	資本金等の額	㊼			兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額	㊽			
	収入金額	㊾			兆 十億 百万 千 円
合計事業税額 ㉟＋㊲＋㊴＋㊶＋㊸＋㊺＋㊼＋㊾		㊿			
事業税の特定寄附金税額控除額		(51)			
仮装経理に基づく事業税額の控除額		(52)			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		(53)			
納付すべき事業税額 ㊿－(51)－(52)－(53)		(54)			

(54)の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業						
所得割	(55)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	(56)	兆 十億 百万 千 円	
資本割	(57)		収入割	(58)		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業						
所得割	(59)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	(60)	兆 十億 百万	千 円
資本割	(61)		収入割	(62)		

（特別法人事業税）

摘要		課税標準	税率（100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	(63)	兆 十億 百万 千 円 00		兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(64)	00		
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	(65)	00		
合計特別法人事業税額 (63)＋(64)＋(65)	(66)			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(67)			
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(68)			
納付すべき特別法人事業税額 (66)－(67)－(68)	(69)			

前事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額	(23)	兆 十億 百万 千 円 （ ）
法人税割額	(24)	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	(25)	
税額控除超過額相当額の加算額	(26)	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	(27)	
外国の法人税等の額の控除額	(28)	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	(29)	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	(30)	
納付すべき法人税割額 (24)－(25)＋(26)－(27)－(28)－(29)－(30)	(31)	
(31)のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	(32)	
差引法人税割額 (31)－(26)－(32)	(33)	

受付印

※処理事項	発信年月日 / 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな） 法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円（　　）
（ふりがな） 代表者氏名	（ふりがな） 経理責任者氏名	前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
		前期末現在の資本金等の額	

令和 □ 年 □ 月 □ 日から令和 □ 年 □ 月 □ 日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の予定申告書　※

事業税

前事業年度の事業税額（⑬の金額）	⑧	兆 十億 百万 千 円 00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		
所得割額（⑭×6/前事業年度の月数）	⑨	兆 十億 百万 千 円 00
付加価値割額（⑮×6/前事業年度の月数）	⑩	00
資本割額（⑯×6/前事業年度の月数）	⑪	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		
収入割額（⑰×6/前事業年度の月数）	⑫	兆 十億 百万 千 円 00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		
所得割額（⑱×6/前事業年度の月数）	⑬	兆 十億 百万 千 円 00
付加価値割額（⑲×6/前事業年度の月数）	⑭	00
資本割額（⑳×6/前事業年度の月数）	⑮	00
収入割額（㉑×6/前事業年度の月数）	⑯	00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業		
付加価値割額（㉒×6/前事業年度の月数）	⑰	兆 十億 百万 千 円 00
資本割額（㉓×6/前事業年度の月数）	⑱	00
収入割額（㉔×6/前事業年度の月数）	⑲	00
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（⑧⑥の金額）	⑳	00
特別法人事業税 特別法人事業税額（⑳×6/前事業年度の月数）	㉑	00
予定申告税額（⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲＋㉑）	㉒	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓	00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ㉒－㉓	㉔	00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕	

道府県民税

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（㊱の金額）	①	兆 十億 百万 千 円 00
予定申告税額（①×6/前事業年度又は前連結事業年度の月数）	②	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額 ②－③	④	00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
均等割額 円×⑤/12	⑥	兆 十億 百万 千 円 00
この申告により納付すべき道府県民税額 ④＋⑥	⑦	00

この申告の期間	・ ・ ・ ・
前事業年度又は前連結事業年度の期間	・ ・ ・ ・
通算親法人の事業年度の期間	・ ・ ・ ・
備考	
関与税理士署名	（電話　　）

第六号の三様式（その3）（用紙日本産業規格A4・草色）（第三条・第五条・第十条の二関係）

事業年度	・ ・ ・ ・	法人名	

前事業年度の事業税額の明細

摘要			課税標準	税率（/100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊲			
	所得金額	㊳			
付加価値割	付加価値額総額	㊴			
	付加価値額	㊵			
資本割	資本金等の額総額	㊶			
	資本金等の額	㊷			
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊸			
	収入金額	㊹			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊺			
	所得金額	㊻			
付加価値割	付加価値額総額	㊼			
	付加価値額	㊽			
資本割	資本金等の額総額	㊾			
	資本金等の額	㊿			
収入割	収入金額総額	(51)			
	収入金額	(52)			
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
付加価値割	付加価値額総額	(53)			
	付加価値額	(54)			
資本割	資本金等の額総額	(55)			
	資本金等の額	(56)			
収入割	収入金額総額	(57)			
	収入金額	(58)			
合計事業税額 ㊳+㊵+㊷+㊹+㊻+㊽+㊿+(52)+(54)+(56)+(58)		(59)			
事業税の特定寄附金税額控除額		(60)			
仮装経理に基づく事業税額の控除額		(61)			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		(62)			
納付すべき事業税額 (59)−(60)−(61)−(62)		(63)			

(63)の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	(64)		付加価値割	(65)	
資本割	(66)		収入割	(67)	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	(68)		付加価値割	(69)	
資本割	(70)		収入割	(71)	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
			付加価値割	(72)	
資本割	(73)		収入割	(74)	

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等） 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	(26)	（　　）
法人税割額	(27)	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	(28)	
税額控除超過額相当額の加算額	(29)	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	(30)	
外国の法人税等の額の控除額	(31)	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	(32)	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	(33)	
納付すべき法人税割額 (27)−(28)+(29)−(30)−(31)−(32)−(33)	(34)	
(34)のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	(35)	
差引法人税割額 (34)−(29)−(35)	(36)	

前事業年度の特別法人事業税額の明細

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	(75)	00
同上に対する特別法人事業税額 (75)×　／100)	(76)	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	(77)	00
同上に対する特別法人事業税額 (77)×　／100)	(78)	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	(79)	00
同上に対する特別法人事業税額 (79)×　／100)	(80)	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	(81)	00
同上に対する特別法人事業税額 (81)×　／100)	(82)	
合計特別法人事業税額 (76)+(78)+(80)+(82)	(83)	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(84)	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(85)	
納付すべき特別法人事業税額 (83)−(84)−(85)	(86)	

受付印

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日 年 月 日

所在地（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
(ふりがな) 法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆 十億 百万 千 円 （　　）
(ふりがな) 代表者氏名	(ふりがな) 経理責任者氏名	前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
		前期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の道府県民税 事業税 特別法人事業税の予定申告書　※

事業税

		兆 十億 百万 千 円
前事業年度の事業税額（㊸の金額）	⑧	00
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業		
所得割額（㊹×6/前事業年度の月数）	⑨	00
付加価値割額（㊺×6/前事業年度の月数）	⑩	00
資本割額（㊻×6/前事業年度の月数）	⑪	00
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業		
収入割額（㊼×6/前事業年度の月数）	⑫	00
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		
所得割額（㊽×6/前事業年度の月数）	⑬	00
付加価値割額（㊾×6/前事業年度の月数）	⑭	00
資本割額（㊿×6/前事業年度の月数）	⑮	00
収入割額（71×6/前事業年度の月数）	⑯	00
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業		
付加価値割額（72×6/前事業年度の月数）	⑰	00
資本割額（73×6/前事業年度の月数）	⑱	00
収入割額（74×6/前事業年度の月数）	⑲	00
特別法人事業税 前事業年度の特別法人事業税額（86の金額）	⑳	00
特別法人事業税額（⑳×6/前事業年度の月数）	㉑	00
予定申告税額（⑨＋⑩＋⑪＋⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯＋⑰＋⑱＋⑲＋㉑）	㉒	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	㉓	00
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ㉒－㉓	㉔	00
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉕	

道府県民税

		兆 十億 百万 千 円
前事業年度の法人税割額（㊱の金額）	①	00
予定申告税額（①×6/前事業年度の月数）	②	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額 ②－③	④	00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
均等割額 円×⑤/12	⑥	00
この申告により納付すべき道府県民税額 ④＋⑥	⑦	00

この申告の期間	・ ・ ・ ・
前事業年度の期間	・ ・ ・ ・
通算親法人の事業年度の期間	・ ・ ・ ・
備考	
関与税理士署名	（電話　　）

事業年度	・　・ ・　・	法人名	

前事業年度の事業税額の明細

摘要			課税標準	税率（100）	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊲	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額	㊳			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㊴			
	付加価値額	㊵			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㊶			
	資本金等の額	㊷			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業					
収入割	収入金額総額	㊸	兆 十億 百万 千 円		
	収入金額	㊹			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	所得金額総額	㊺	兆 十億 百万 千 円		
	所得金額	㊻			兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額	㊼			
	付加価値額	㊽			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	㊾			
	資本金等の額	㊿			兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額	(51)			
	収入金額	(52)			兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
付加価値割	付加価値額総額	(53)	兆 十億 百万 千 円		
	付加価値額	(54)			兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額	(55)			
	資本金等の額	(56)			兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額	(57)			
	収入金額	(58)			兆 十億 百万 千 円
合計事業税額 ㊳+㊵+㊷+㊹+㊻+㊽+㊿+(52)+(54)+(56)+(58)		(59)			
事業税の特定寄附金税額控除額		(60)			
仮装経理に基づく事業税額の控除額		(61)			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		(62)			
納付すべき事業税額 (59)−(60)−(61)−(62)		(63)			

(63)の内訳

法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業					
所得割	(64)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	(65)	兆 十億 百万 千 円
資本割	(66)		収入割	(67)	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業					
所得割	(68)	兆 十億 百万 千 円	付加価値割	(69)	兆 十億 百万 千 円
資本割	(70)		収入割	(71)	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業					
			付加価値割	(72)	兆 十億 百万 千 円
資本割	(73)	兆 十億 百万 千 円	収入割	(74)	

前事業年度の法人税割額の明細

（特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額	(26)	兆 十億 百万 千 円 （ ）
法人税割額	(27)	
道府県民税の特定寄附金税額控除額	(28)	
税額控除超過額相当額の加算額	(29)	
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	(30)	
外国の法人税等の額の控除額	(31)	
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	(32)	
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	(33)	
納付すべき法人税割額 (27)−(28)+(29)−(30)−(31)−(32)−(33)	(34)	
(34)のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	(35)	
差引法人税割額 (34)−(29)−(35)	(36)	

前事業年度の特別法人事業税額の明細

法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の基準法人所得割額	(75)	兆 十億 百万 千 円 00
同上に対する特別法人事業税額 (75)×　／100)	(76)	
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の基準法人収入割額	(77)	00
同上に対する特別法人事業税額 (77)×　／100)	(78)	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の基準法人収入割額	(79)	00
同上に対する特別法人事業税額 (79)×　／100)	(80)	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の基準法人収入割額	(81)	00
同上に対する特別法人事業税額 (81)×　／100)	(82)	
合計特別法人事業税額 (76)+(78)+(80)+(82)	(83)	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額	(84)	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額	(85)	
納付すべき特別法人事業税額 (83)−(84)−(85)	(86)	

第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）［別紙。- i］

受付印

※処理事項

発信年月日 / 通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな） 法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円 （　　）
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな） 代表者氏名	（ふりがな） 経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の市町村民税の予定申告書　※

摘要		税額
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額（⑲の金額）	①	十億　百万　千　円 00
予定申告税額 $\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}\right)$	②	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額　②－③	④	00
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
均等割額　円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥	十億　百万　千　円 00
この申告により納付すべき市町村民税額　④＋⑥	⑦	00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
		人
合計	⑧	

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細			この申告の期間	・　・
（特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑨	十億　百万　千　円 （　　）	前事業年度又は前連結事業年度の期間	・　・
			通算親法人の事業年度の期間	・　・
法人税割額	⑩		法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額	十億　百万　千　円
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪			
税額控除超過額相当額の加算額	⑫			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬			
外国の法人税等の額の控除額	⑭			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯			
納付すべき法人税割額　⑩－⑪＋⑫－⑬－⑭－⑮－⑯	⑰			
⑰のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱			
差引法人税割額　⑰－⑫－⑱	⑲			

指定都市に申告する場合の⑥の計算

区名	※区コード	月数	従業者数	均等割額
			人	円 00
				00
				00
				00
				00
				00
				00
				00
				00

関与税理士署名	（電話　　）

第二十号の三様式（提出用）（用紙日本産業規格Ａ４・草色）（第十条関係）［別紙。十六］

受付印

※処理事項

発信年月日 / 通信日付印	確認	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分

令和　　年　　月　　日

殿

法人番号	申告年月日
	年　月　日

所在地（本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記）	（電話　　）	事業種目	
（ふりがな） 法人名		前期末現在の資本金の額又は出資金の額	兆　十億　百万　千　円 （　　）
		前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額	
（ふりがな） 代表者氏名	（ふりがな） 経理責任者氏名	前期末現在の資本金等の額	

令和　年　月　日から令和　年　月　日までの事業年度分の市町村民税の予定申告書　※

摘要		税額
前事業年度の法人税割額（⑲の金額）	①	十億　百万　千　円　00
予定申告税額 $\left(①\times\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}\right)$	②	00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③	00
この申告により納付すべき法人税割額　②－③	④	00
均等割額　算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤	月
均等割額　円　×　$\frac{⑤}{12}$	⑥	十億　百万　千　円　00
この申告により納付すべき市町村民税額　④＋⑥	⑦	00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
		人
合計	⑧	

前事業年度の法人税割額の明細			この申告の期間	・　・
（特別控除取戻税額等）課税標準となる法人税額	⑨	十億　百万　千　円 （　　）	前事業年度の期間	・　・
			通算親法人の事業年度の期間	・　・
法人税割額	⑩		法第15条の４の徴収猶予を受けようとする税額	十億　百万　千　円
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑪			
税額控除超過額相当額の加算額	⑫			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬			
外国の法人税等の額の控除額	⑭			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮			
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯			
納付すべき法人税割額　⑩－⑪＋⑫－⑬－⑭－⑮－⑯	⑰			
⑰のうち特別控除取戻税額等に係る法人税割額	⑱			
差引法人税割額　⑰－⑫－⑱	⑲			

指定都市に申告する場合の⑥の計算

区名	※区コード	月数	従業者数	均等割額
			人	円　00
				00
				00
				00
				00
				00
				00
				00
				00

関与税理士署名	（電話　　）